

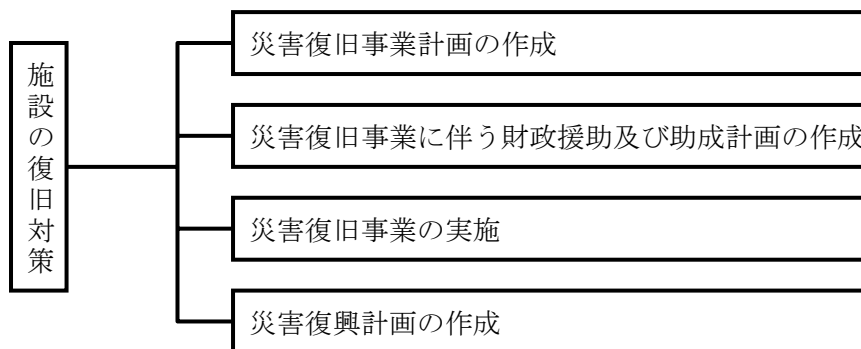
第 4 章 震災復旧計画

第 1 節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

□ 対策の体系



第 1 災害復旧事業計画の作成

1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急方策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を以下に示す。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下のとおり

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設事業復旧計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

1 財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は以下のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法

エ 土地区画整理法

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

キ 予防接種法

ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとること。

復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るように努める。

第4 災害復興計画の作成

1 震災復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興本部を設置する。

2 震災復興方針・計画の策定

(1) 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 震災復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き実施

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等ができる。

(2) 震災復興事業の実施

ア 専管部署の設置

市は、震災復興に関する専管部署を設置する。

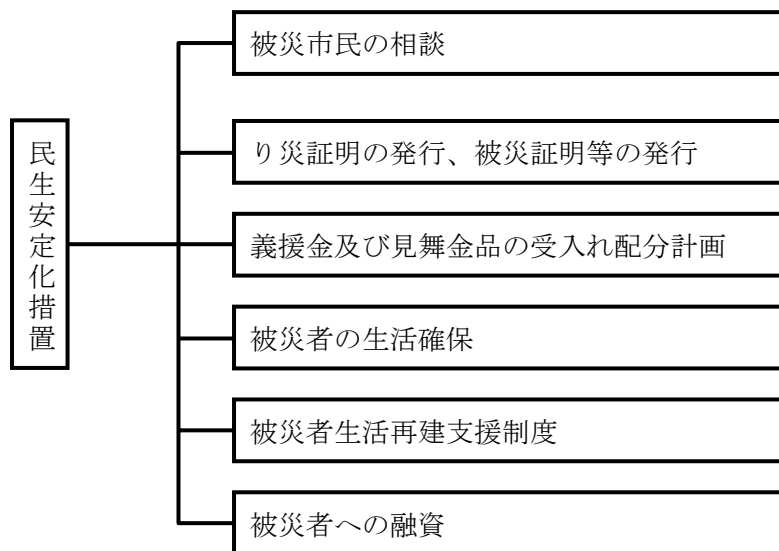
イ 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第2節 民生安定化措置

大規模震災時には、多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係防災機関と協力し民生安定のための緊急措置を講ずる。

□ 対策の体系



第1 被災市民相談〔市民部、福祉部、総務部、建設部、環境経済部、教育総務部、健康福祉センター等〕

1 相談体制・内容について

被災者からの相談に的確に対応できるよう、各部課は、市民相談室又は窓口で相談があった場合、積極的に相互協力を行い相談内容に対応し、市民相談室等は相談窓口を開設し、専門家や他機関等の協力を積極的に求める。

ア 考慮すべき相談内容

- (1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (2) 法律相談（借地借家契約、マンション復旧、損害補償等）
- (3) 心の悩み相談（PTSD、不眠、ストレス等）
- (4) 外国人（安否確認、大使館等からの連絡、避難生活等）
- (5) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- (6) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (7) 消費（物価、必需品の入手、詐欺商法情報）
- (8) 教育（学校、受験、転校等）

- (9) 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- (10) 医療・衛生（医療、薬、リハビリ等）
- (11) 廃棄物（災害ごみ、瓦礫、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- (12) 金融（生活資金等の融資制度等）
- (13) ライフラインの復旧（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通機関等）

イ 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家の派遣を要請する。

また、弁護士、業界団体、ボランティア等にも協力要請し相談体制を整えるものとする。

第2 リ災証明の発行〔総務部、市民部、消防本部〕、り災証明書原本証明・被災証明の発行〔総務部、市民部〕

1 リ災証明について

激甚災害の指定や災害救助法が適用された場合は、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に従って、り災証明を発行する。

(1) リ災証明の対象

り災証明は、法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。原則として1世帯1枚とする。

ア 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや、水損

(2) リ災証明を行う者

ア 災害対策本部が設置されている場合 市民部市民班

イ それ以外の場合 市民部防災防犯課・消防本部

ウ 火災の場合 消防本部

(3) 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

(4) リ災証明の様式

り災証明の様式は、【様式11】及び【様式11-1】のとおり。

(5) 被害家屋の判定基準（上記(1)アに係わるもの）

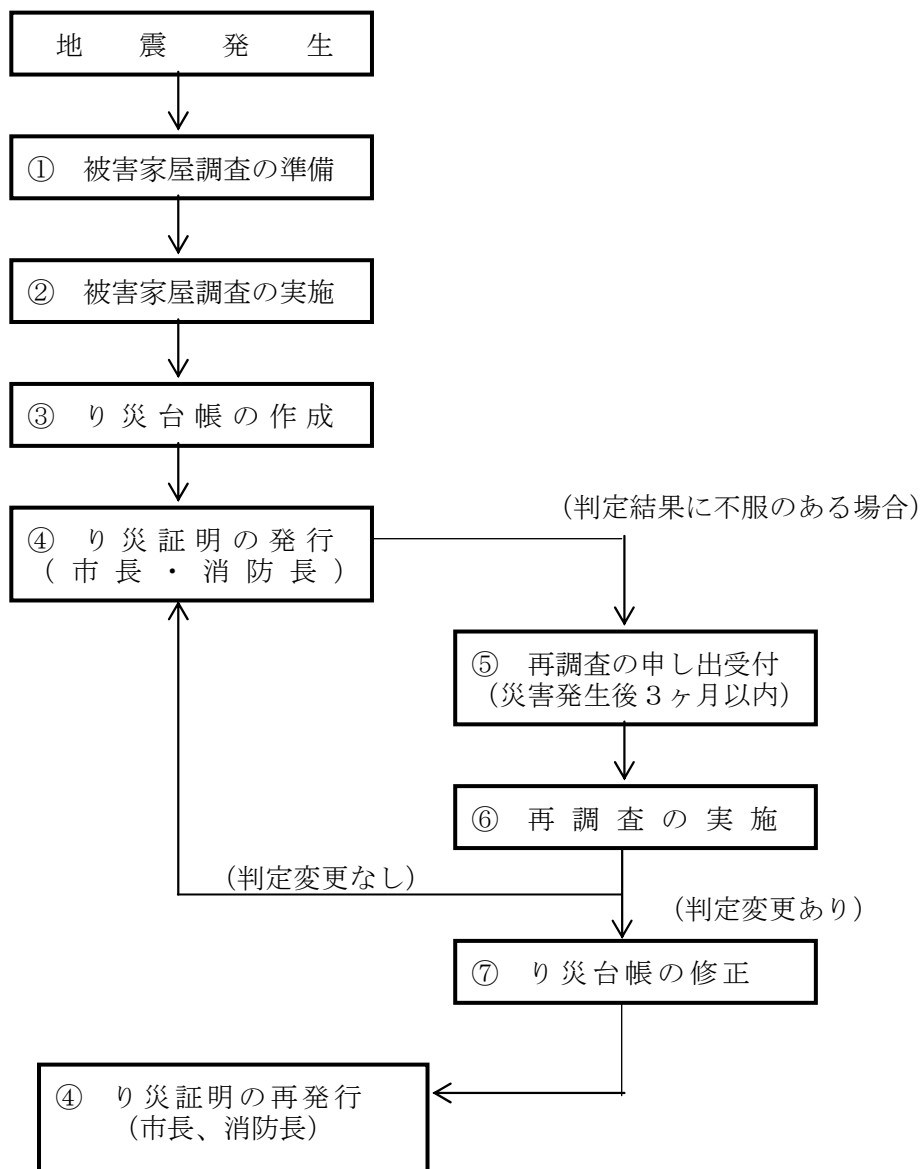
り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成

13年6月28日 府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当））等に基づき、1棟全体で、10日以内に調査を開始するものとする。

『資料24 被害報告判定基準』参照

2 り災証明発行の流れ

り災証明の発行は次の流れで実施する。また、発行についてのマニュアルを整備しておくものとする。



3 被害家屋調査の事前準備

総務部調査班は、地震発生直後、被害家屋調査のための事前準備として、次の項目を実施する。

- (1) 被害地域の航空写真の撮影準備

(2) 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、収集した情報を基に被害全体状況を把握する。

(3) 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

(4) 調査員の確保

ア 市職員の確保

イ ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

ウ 相互応援協定を締結している市への応援職員派遣要請

エ 国、県、他市町村への応援職員派遣要請

オ 調査班編成と調査地区割りの検討

(5) 調査備品等の準備

ア 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、デジタルカメラ、携帯電話等）

イ 調査地図の用意（土地家屋現況図または住宅地図）

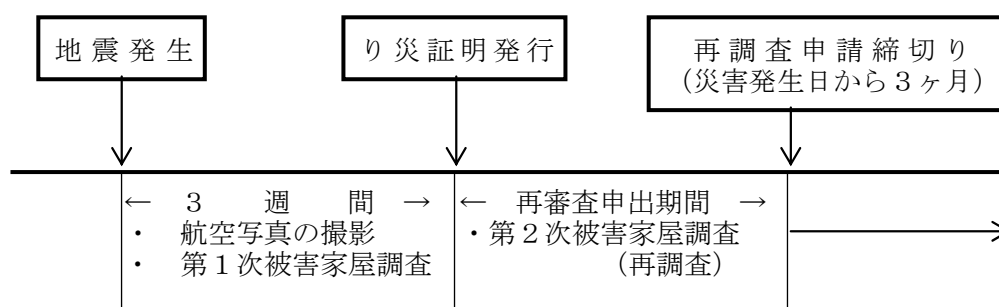
ウ 調査員運搬用車両の確保、手配

エ 国、県、他市応援職員等の宿泊所の確保

4 被害家屋調査の実施

総務部調査班は、次の要領で調査を実施する。

(1) 調査期間



(2) 調査方法

ア 航空写真の撮影

地震発生後3週間以内に被災地の航空写真を撮影する。

イ 第1次被害家屋調査

被害家屋を対象に2人1組で外観から目視調査を行う。

ウ 第2次被害家屋調査

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋につ

いて申し出に基づき、2人1組、1棟ごとに内部立入調査を実施する。

(3) 調査体制

総務部調査班が調査を実施する。

ア 人員 2人1組

イ 調査員 市、国、県及び他市町村職員、ボランティア調査員（民間建築士等）

ウ 調査班は、さらに必要がある場合は、総括班に調査員の応援派遣の要請を依頼する。

5 り災台帳の作成

総務部調査班は、被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住所表示、住民基本台帳等のデータを集積したり災台帳を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。

6 再検査の申し出と調査の実施

り災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から3ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともにり災証明書を発行する。同時にり災台帳のデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、総務部調査班に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見をふまえ市長が判断する。

7 り災証明の発行及びり災証明書原本証明の発行について

り災証明は原則として1世帯1枚の発行とする。ただし、特別な事情があると認められた場合はこの限りではないものとする。また、必要に応じ、り災証明書原本証明を発行し被災者の要望に応える。なお、り災証明書等の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、市長が発行する。

り災証明書に関する市民広報を実施し、被災者への周知徹底を図ることとする。その際に地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達する事が必要となる。

また、り災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

8 事前対策

(1) 被害家屋調査員の登録

市職員（経験者及び有資格者）及びボランティア調査員を事前に登録しておく

(2) 判定基準等の研修

市は、民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

(3) 他市町村との協力体制の確立

震災時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

(4) 調査携帯物品等の備蓄

総務部調査班は、傾斜計、コンバックス等調査携帯物品を備蓄する。

9 被災証明の発行

被災証明は、被災者が被災した事実を証明するために、必要に応じて被災者からの申請により発行するものとする。

被災証明に関する相談窓口を市役所に設置し、被災証明書の発行は、災害により被災をした本人又は代理人からの申請によるものとし、市長が発行する。

第3 義援金及び見舞金の受入れ配分計画〔企画部、福祉部〕

市は、他都道府県民、企業等から寄託された被災者あての義援金を、迅速、確実に被災者に配分するための受付、保管輸送等について、市と関係機関で構成される委員会を設置し、総合的な計画を樹立するとともに、計画に基づき活動を実施する。なお、個人からの義援物資や見舞品の受け入れは行わない。

1 義援金の受付

義援金の受付は、原則として委員会が開設した窓口及び銀行口座振込とする。その際に寄託者に受領書を発行する。なお、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

2 義援金の配分及び輸送

委員会は、県又は日赤から送付された義援金を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援金の保管場所

義援品の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。

4 義援金の広報・報告

災害が発生し、義援金を受け付けることが決定された場合は、直ちに、受付期間、受付方法

及び義援金の使途について、広報紙、報道関係機関、災害関連支援団体等の協力を得て、広く広報し、協力を求めるものとする。

なお、義援金の受付状況及び配分基準、配分状況については、定期的に報告して透明性を確保する。

第4 被災者の生活確保〔各部〕

1 職業斡旋計画

市は、地震により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所に協力を依頼する。

2 租税等の徴収猶予及び減免等

(1) 市税の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 国民健康保険税の徴収猶予及び減免

市は、地震災害によって生活が著しく困難になった納税義務者に対し、申請により被災の状況に応じて保険税を減免する。また、地震災害によって財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(4) 国民年金保険料の免除

被保険者が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、埼玉県知事に保険料の免除申請をする。

3 郵便事業等に関する措置

災害が発生した場合、災害の態様及び、市民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 災害救助法適用時における郵便事務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 地方公共団体または郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
- (4) 避難所における臨時の郵便物差出箱の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

第5 被災者生活再建支援制度〔市民部〕

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的としている。また、事務処理に当たっては「被災者生活再建支援制度―事務の手引き―」を参考とし、県との連絡調整を密接に行うものとする。

1 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は、次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- ※ 対象世帯、支給限度額、支給方法、手続等については、(財)都道府県会館被災者再建支援基金部作成の『被災者生活再建支援制度―事務の手引き―』による。
- (4) 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域においてア又はイに定める被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

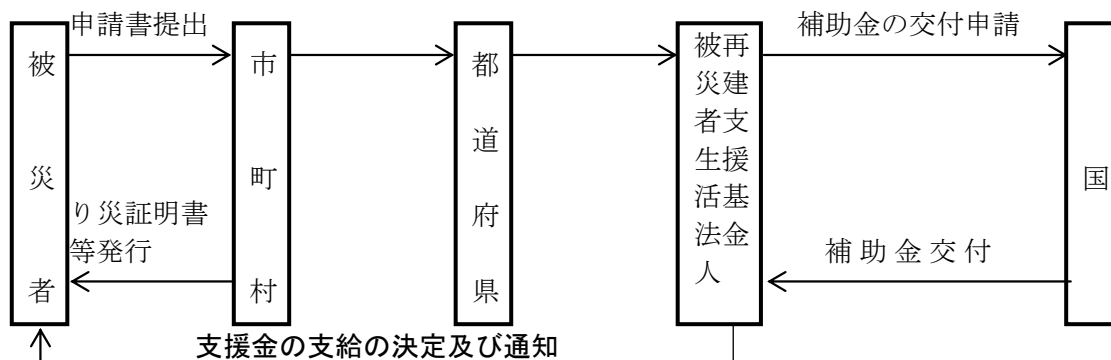
- (5) ウ又はエに規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、ア～ウまでに定める区域のいずれかに隣接し、かつ、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

2 市町村における事務

- (1) 被害情報の収集把握
- (2) 住宅の被害認定
- (3) 被災証明等必要書類の発行
- (4) 支給申請等のとりまとめ
- (5) 支給申請書の審査等

なお、都道府県は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができるものとされている。

3 支援金支給の流れ



第6 被災者への融資〔環境経済部、福祉部〕

1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により死亡した遺族に対して災害弔慰金を支給する。

対 象 災 害 (自然災害)	1 市内において、住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
受 給 遺 族	配偶者、子、父母、孫、祖父母	
支 給 額	①死亡者が生計を主として維持していた場合	500万円
	②その他の死亡者の場合	250万円
費 用 負 担	国1/2 県1/4 市1/4	
申 請 窓 口	生活福祉課	

(2) 災害障害見舞金の支給

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により負傷し又は疫病にかかり、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し災害障害見舞金を支給する。

災 害 対 象	災害弔慰金と同じ	
受 給 者	上記の災害により度重の障害（両目失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等）を受けた者	
支給の範囲	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表の範囲	
支 給 額	①生計維持者	250万円
	②その他の者	125万円
費 用 負 担	国1/2 県1/4 市1/4	
申 請 窓 口	生活福祉課	

(3) 災害援護資金の貸付

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により世帯主の負傷及び住居、家財に損害を受けた世帯に対し、生活の建て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。

貸 付 対 象	被害を受けた世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。	
	① 世帯員が1人	220万円
	② " 2人	430万円
	③ " 3人	620万円
	④ " 4人	730万円
	⑤ " 5人	730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額
	⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,	270万円

貸付金額	(1) 世帯主が全治1ヶ月以上の負傷の場合 ① 家財の損害なし、住居の損害なし 150万円 ② 家財の損害あり、住居の損害なし 250万円 ③ 住居が半壊 270万円 ④ 住居が全壊 350万円
	(2) 世帯主に負傷がない場合 ① 家財の損害あり、住居の損害なし 150万円 ② 住居が半壊 170万円 ③ 住居が全壊(④を除く) 250万円 ④ 住居が滅失若しくは流出 350万円
	(3) 住居が半壊、全壊し、住居を建て直す場合にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合 ① 世帯主が負傷し、住居が半壊 350万円 ② 世帯主の負傷がなく、住居が半壊 250万円 ③ 世帯主の負傷がなく、住居が全壊 350万円 ※ 家財の被害あり：家財の概ね1/3以上の被害がある場合
貸付条件	償還期間は10年で、据置期間は3年(特例5年)。償還方法は、年賦又は半年賦とする。利率は延滞の場合を除き年3%とする。
申請窓口	生活福祉課

2 中小企業関係融資

- (1) 被災中小企業に対する復興資金の貸付
- (2) 埼玉県中小企業関係制度融資、災害復旧関連貸付
- (3) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例
- (4) ㈱日本政策金融公庫の貸付
- (5) 商工組合中央金庫の貸付

3 農業関係融資

- (1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産業者に必要な資金の融資
- (2) ㈱日本政策金融公庫の貸付
- (3) 自作農維持資金融通法に基づく資金融資
- (4) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資
- (5) 農業災害補償

第7 尋ね人の相談

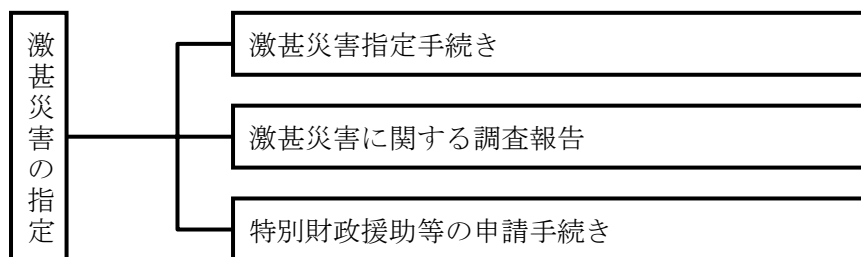
- 1 尋ね人の相談及び照会への協力

- (1) 市民からの相談及び他市からの照会に対し、警察及び関係市町村と協力して、発見に努める。
- (2) 県外で被災したと推定される相談等については、関係都県の協力を得て発見に努める。また、他都県からの照会に対しても協力し、発見に努める。
- (3) 必要に応じ、新聞、テレビ及び広報紙等により照会する。

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

□ 対策の体系



第1 激甚災害指定手続き〔市民部〕

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、埼玉県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きをする。

第2 激甚災害に関する調査報告〔市民部〕

埼玉県知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激

甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

市長は、埼玉県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3 特別財政援助等の申請手続き

市長は、激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、埼玉県各部に提出しなければならない。

埼玉県の関係部は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けた時は、埼玉県の関係部は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。